

個人情報ファイル簿

ID 62

個人情報ファイルの名称	市税等徴収・滞納整理ファイル		
行政機関等の名称	太宰府市長		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部納税課納税管理係		
個人情報ファイルの利用目的	市税等の収納情報を把握することにより、市税等の滞納者や過誤納納税者等に所用の措置を行うため。 当該個人情報ファイルを利用する行政事務（利用目的）がある場合は別紙（1）のとおり		
記録項目	☒1個人番号 ☒2氏名 ☒3ふりがな ☒4住所 ☒5生年月日・年齢 ☒6性別 ☒7国籍・本籍 ☒8世帯主・続柄 ☒9親族関係 ☐10婚姻歴 ☐11健康状態 ☐12傷病歴 ☐13障害 ☐14身体・性格の特徴 ☐15学業・学歴 ☒16職業・職歴 ☐17資格 ☐18賞罰 ☐19地位 ☐20加入団体 ☐21主張 ☐22成績・評価 ☒23家庭状況 ☒24居住状況 ☐25趣味・嗜好 ☒26電話番号 ☐27 F A X 番号 ☒28印影 ☐29Eメールアドレス ☒30収入状況 ☒31資産状況 ☒32税状況 ☒33公的支援状 ☒34口座番号 ☐35思想・信条 ☐36宗教 ☐37人種・民族 ☐38犯罪歴 ☐39社会的差別の原因となるおそれのある事項 ☒40その他（有の場合は別紙記載(2)のとおり）		
記録範囲	別紙記載(3)のとおり		
記録情報の収集方法	収集方法 ☒ 本人 ☒ 本人以外(本人以外有の場合、詳細は別紙記載(4)のとおり)		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない		
記録情報の経常的提供先	有の場合は別紙記載(5)のとおり		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部文書情報課 (所在地) 福岡県太宰府市観世音寺一丁目1番1号		
訂正および利用停止に関する他の規定による特別の手続等	—		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）	
備考			

個人情報ファイル簿

ID 62

(1) 当該個人情報ファイルを利用する行政事務（利用目的）

個人情報ファイルの名称と利用目的

個人情報ファイルの名称	個人情報ファイルの利用目的
5 ごみ収集及びリサイクル関係ファイル	ごみ収集及びリサイクルに関する事業並びに講座等を行うため。
47 個人市・県民税徴収賦課ファイル	個人市・県民税の課税及びそれに基づく税務証明書等の発行に利用するため。
50 軽自動車税課税情報ファイル	軽自動車税の課税に利用するため。
51 国民健康保険税賦課ファイル	国民健康保険における資格の管理、国保税の賦課、保険給付、保健事業その他の国保関連業務を行うため。
90 パークアンドライド関連ファイル	パーク・アンド・ライド自動車駐車場の円滑な利用推進を図るため。
235 介護保険ファイル	介護保険業務の円滑な運営に資することを目的とし、介護保険に関する資格、保険料、給付、指定業務などの管理を行うため。
431 飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金ファイル	飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金の交付事務に利用するため。
432 地球温暖化対策推進補助金ファイル	地球温暖化対策推進補助金の交付事務に利用するため。

(2) 記録項目その他の具体的項目

- ・ 滞納整理記録
- ・ 収納状況

(3) 記録範囲

- ・ 市税、県民税、国民健康保険税、都市計画税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納税（付）義務者及び権利関係者
- ・ 地方税法第15条の7第4項同第5項及び第18条の規定に該当するもの
- ・ 保育料及び清算徴収金について滞納処分をした者

(4) 本人以外の収集方法（有の場合のみ記載）

機関等の名称

- ・ 日本年金機構
- ・ 国
- ・ 権利者
- ・ 不動産会社
- ・ 賃貸借不動産所有者
- ・ 勤務先会社
- ・ 国税徴収法第141条による調査
- ・ 金融機関
- ・ 健康保険者
- ・ 他の地方自治体等

(5) 記録情報の経常的提供先（有の場合のみ記載）

①外部委託による経常的提供

- ・ ㈱九州日立システムズ

②外部委託以外の経常的提供

- ・ 県
- ・ 権利者
- ・ 市町村
- ・ 国
- ・ 裁判所
- ・ 法務局